

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後3年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため有期雇用で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し、「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」を支給し、新卒者の受入に係る負担を軽減し、採用インセンティブを高めるとともに、正規雇用への移行の促進を図る。

- ① 対象者 : 未内定の大学生、高校生等(平成20年3月以降の卒業生)
- ② 支給対象事業主 : 奨励金の対象となる求人を出し、ハローワークからの紹介により、原則3か月の有期雇用を経て未就職卒業者を正規雇用として雇い入れた事業主
- ③ 支給額等 :
 - (i) 有期雇用期間・・・対象者1人につき月額10万円(有期雇用期間は原則3か月間。有期雇用期間終了後に支給)
 - (ii) 有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ・・・対象者1人につき50万円(雇入れから3か月経過後に支給)

